

熊本弁護団声明

優生保護法被害大阪地裁判決を受けて

2020年11月30日

優生保護法に基づく不妊手術に関する国家賠償請求訴訟熊本弁護団

本日、旧優生保護法に基づいてなされた優生手術等に対する国家賠償請求訴訟において、大阪地方裁判所第3民事部は、原告らの請求を棄却した。

判決では、旧優生保護法は極めて非人道的かつ差別的であるとして明らかに憲法13条、14条1項に違反して違憲であると認定しつつも、手術から20年以上経過しているのであるから、除斥期間により請求権は消滅したとして、原告らの訴えを退けた。

しかしながら、国家が組織的にしかも長期にわたって繰り返してきた人道に反する犯罪的な加害行為を、たかだか20年の経過で無罪放免するのは、許しがたいことであり、人権の最後の砦としての司法の役割を放棄するものである。

熊本訴訟弁護団としては、大阪地裁判決の不当性を強く非難するとともに、熊本の原告らをはじめ、全国の被害者と共に全力で闘うことを改めてここに表明する。

以 上